



みたけ

議会のたより



第3回定例会

令和3年度各会計決算を審議

～ 大きなサツマイモがとれたよ！ ～
令和4年10月19日（水） 伏見保育園

Contents

- P2 第3回定例会の概要
- P6 常任委員会での質疑
- P8 一般質問
- P13 お知らせ



第3回 定例会 9月1日~21日

- 令和4年度補正予算などの議案7件、承認3件、発議1件を審議・採決
- 6議員が町政について質問

第1日 (9月1日)

- ◆ 議長報告 (2件) ◆ 町長報告 (2件) ◆ 議案の上程、提案理由の説明 (14件)
- ◆ 議案の審議・採決 (7件)

第2日 (9月7日)

- ◆ 一般質問 (6議員)

第3日 (9月8日)

- ◆ 議案(令和3年度各会計決算認定など)を総務建設産業常任委員会・民生文教常任委員会に付託

民生文教常任委員会 (9月14日)

- ◆ 令和3年度一般会計決算の民生文教常任委員会所管部分、令和3年度国民健康保険特別会計決算、令和3年度後期高齢者医療特別会計決算、令和3年度介護保険特別会計決算を審議

総務建設産業常任委員会 (9月16日)

- ◆ 令和3年度一般会計決算、令和3年度水道事業会計決算、令和3年度下水道事業会計決算を審議

第4日 (9月21日)

- ◆ 議案の審議・採決 (1件)
- ◆ 各常任委員会に付託された議案の審議結果報告・審議・採決 (6件)

報告

議長報告

- 例月現金出納検査の結果について(令和4年5月分から7月分まで)

- 「75歳以上の医療費窓口負担2割化の中止を求める意見書」に関する陳情書

町長報告

- 令和3年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 放棄した私債権の報告について

条例の改正

- 御嵩町職員の育児休業等に関する条例の改正

国の改正に合わせ、育児休業の緩和をおこなうものです。

人事

●人権擁護委員

人権擁護委員の推薦の同意が求められ、賛成全員で推薦同意しました。

任期は令和5年1月1日から令和7年12月31日までの3年間です。

清水則宏さん(井尻)

●教育委員会委員

教育委員会委員の任命の同意が求められ、賛成全員で任命同意しました。

任期は令和4年10月1日から令和8年9月30日までの4年間です。

中瓦 智子さん(南山台西)



中瓦 智子さん

補正予算

令和4年度補正予算

一般会計は、主に令和3年度の決算や交付税の確定などにもなう補正です。

歳入は、地方交付税・地方特例交付金の決定による増額などです。

歳出は、基金積立金や町税等還付金の増額、自治会要望などを踏まえた道路維持工事費の増額などです。

その他の特別会計についても、主に令和3年度決算にもなう繰越金の確定による補正です(下表参照)。



会計	補正額	補正後の総額
一般会計補正予算(第4号)	6,940万7千円	111億6,040万8千円
国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	2,233万9千円	22億6,633万9千円
後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	354万9千円	2億7,954万9千円
介護保険特別会計補正予算(第1号) (保険事業勘定) (介護サービス事業勘定)	1億1,728万2千円 261万8千円	18億7,828万2千円 931万8千円

決算

令和3年度決算

令和3年度御嵩町一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、水道事業会計、下水道事業会計などの決算については、8月2日から4日にかけて、監査委員による決算審査がおこなわれ、関係帳簿や証拠書類との照合により、数値においては誤りのないものと報告を受けました。

これを参考に総務建設産業常任委員会、民生文教常任委員会において担当課による説明を受け審査をおこなったところ、適正に執行されているものと認められ、議会での審議を経て認定されました。

令和3年度 各会計決算認定

定
例
会

令和3年度 一般会計・特別会計決算総括表

会計区分		歳入合計	歳出合計	差引額
一般会計		89億9,314万7,373円	87億2,460万2,653円	2億6,854万4,720円
特別会計		44億4,283万4,138円	42億3,578万2,432円	2億705万1,706円
内 訳	国民健康保険特別会計	22億3,104万8,841円	21億6,070万4,198円	7,034万4,643円
	後期高齢者医療特別会計	2億4,546万4,748円	2億3,936万6,248円	609万8,500円
	介護保険特別会計(保険事業勘定)	19億5,867万6,846円	18億3,087万9,333円	1億2,779万7,513円
	介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)	764万3,703円	483万2,653円	281万1,050円
合 計		134億3,598万1,511円	129億6,038万5,085円	4億7,559万6,426円

令和3年度 水道事業会計決算総括表

区 分	収入合計	支出合計	差引額	備 考
収益的収支	5億7,256万9,294円	5億3,359万1,833円	3,897万7,461円	地方税及び地方消費税抜き
資本的収支	1億183万9,352円	1億183万9,352円	0円	地方税及び地方消費税込み

令和3年度 下水道事業会計決算総括表

区 分	収入合計	支出合計	差引額	備 考
収益的収支	6億4,100万3,103円	5億7,049万1,090円	7,051万2,013円	地方税及び地方消費税抜き
資本的収支	5億9,337万6,290円	5億9,337万6,290円	0円	地方税及び地方消費税込み

令和3年度 議会費決算の状況

主なもの	詳 細	決算額
報酬	町議会議員報酬 議長 300,000 円、副議長 245,000 円、委員長 230,000 円、議員 220,000 円	3,065 万 9,250 円
手当	町議会議員期末手当	1,307 万 5,208 円
旅 費	議員研修、議員国会議員陳情	18 万 460 円
交 際 費	慶弔費、総会等会費	27 万 856 円
需用費	「議会のたより」印刷製本費、議会関係参考書籍等購入費など	109 万 6,612 円
役 務 費	議長車保険料、郵便料など	10 万 1,692 円
委 託 料	議会会議録作成委託料	89 万 6,588 円
使用料及び賃借料	東京陳情タクシー借上料など	1 万 2,480 円
負 担 金	可茂町村議会議長会負担金、可茂地域市町村議会議長会負担金、議員研修負担金など	56 万 6,050 円

審議結果



定例会

議案番号	事 件 名	結 果
認定第1号	令和3年度御嵩町一般会計歳入歳出決算認定について	認定
認定第2号	令和3年度御嵩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定第3号	令和3年度御嵩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定第4号	令和3年度御嵩町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について	認定
認定第5号	令和3年度御嵩町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決認定
認定第6号	令和3年度御嵩町下水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	可決認定
議案第42号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	推薦適任
議案第43号	御嵩町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	任命同意
議案第44号	令和4年度御嵩町一般会計補正予算(第4号)について	可決
議案第45号	令和4年度御嵩町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について	可決
議案第46号	令和4年度御嵩町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について	可決
議案第47号	令和4年度御嵩町介護保険特別会計補正予算(第1号)について	可決
議案第48号	御嵩町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決

総務建設産業常任委員会、民生文教常任委員会において、令和3年度決算などを慎重に審議しました。委員会での質疑から、各委員が注目した内容を紹介します。

※答のカッコ内は担当課

民生文教常任委員会



大沢まり子 委員

問 老人憩いの家の利用はどのような状況であるか。
答 新型コロナウイルス感染症対策のため、コーラスなど発声をとまなうもの、囲碁、将棋については以前は禁止していたが、令和4年7月から再開した。脳トレ教室、運動教室などは以前どおり活動をしている。

(保険長寿課)



山田儀雄 委員

問 白山グラウンドについて、土地借上料が毎年発生しているが、その算出根拠とグラウンドの利用状況は。
答 土地借上料は基本料金50万円にその年の固定資産税を合わせた額を白山神社に支払っている。利用状況としては、グラウンドゴルフやスポーツ少年団がサッカーに利用している。

(生涯学習課)



奥村悟 委員

問 伏見小学校大規模改造工事実施設計委託を完了したが、材料費の価格変動に対応するため、今年度修正設計をおこなった。今後の工事の見通しは。
答 新庁舎事業の目的が立ってきたことで伏見小学校大規模改造工事のゴーサインが出され、令和4年度内の工事発注を目標に取り組んできたが、その後、新庁舎事業の先行きが不透明な状況であるため、今後の見通しについて教育委員会としては答えられない。

(学校教育課)



伏屋光幸 委員

質疑無し



安藤雅子 委員

問 高齢者いきが活動支援センター事業において、新型コロナウイルス感染症による利用者への影響や今後の利用者増の方策は。
答 新型コロナウイルス感染症対策のため、利用人数や利用時間の制限、食事を禁止したことにより、利用者の減少へとつながった。利用者の増加に向けて、各施設の指定管理者による教室や講座の開催、町による認知症カフェの開催などの努力はしているが、制限を解除しない限り利用者数は伸び悩むと考えている。

(保険長寿課)

常任委員会～委員(議員)11人の注目は～

総務建設産業常任委員会



清水亮太 委員

★ AI チャットボット
パソコンやスマートフォン
などからの文字入力により、
AI が会話形式で応答し、行
政サービスの内容や手続き
などを案内するもの。

問 AIチャットボット(★)の利用はど
れほどあるか。また、利用するにあたり、
町ホームページやLINEからAI
チャットボットを見つけるのが困難では
ないのか。
答 令和3年度の利用者数(累計)は418人
で、1,380件の質問に回答した。町
ホームページで簡単に利用できるように、
今後掲載方法などを検討していきたい。
(総務防災課)



谷口鈴男 委員

意見 南山台東自治会下水道工事については、
住民の日常生活に関する極めて大切な部
分であるので、何らかの形で解決の糸口
を見出しながら業務を継続してほしい。



岡本隆子 委員

(農林課)

問 新庁舎木材調達事業について、木材調達
業務委託の流れはどのように。
答 業務委託その1は、森林経営信託地か
ら間伐した原木を調達し製材して最終的
に乾燥までして検査をして町へ納入する。
業務委託その2は、主に皆伐地から搬入
される原木を調達する業務と、町へ納品
された材木製品を保管する業務である。
業務委託その2の2は、製材用の5m材、
6m材の調達業務である。



高山由行 委員

問 防災リーダーのモチベーションが落ちて
きている現状を懸念している。コロナ禍
で対応が難しいが、モチベーションを上
げていくための考えは。
答 現在300名ほどの防災リーダーがいる。
各地区のリーダーも同様の懸念がある。
以前は各地区で招集して災害時の訓練を
実施していたので、コロナ禍ではあるが、
活動ができるように働きかけをしていき
たい。
(総務防災課)



福井俊雄 委員

主な原因であると
考える。
(総務防災課)

問 一般会計の実質収支額が令和元年度、2
年度、3年度と比較すると令和3年度が
最小であったことと令和3年度が令和2
年度の約半分となったことの要因は。
答 令和2年度は、主に社会保障費の決算見
込が不透明であったため、結果不用額が
多くなり収支が大きくなった。令和3年
度は、補正の回数も多く、歳出予算が令
和2年度と比べ決算に近い規模となった
ため、不用額が抑えられた。このことが



安藤信治 委員

問 町道の陥没や舗装のひび割れの補修など
は規模が小さい物であれば職員で対応し
ていると思うが、最近補修などが必要な
場所が増えている。住民からの要望に応
えるためにも、道路補修などを専門とす
る職員の採用を考えてはどうか。
答 会計年度任用職員などで専門の職員を任
用し行政サービスが維持できるよう検討
したい。
(建設課)

きいてみたいな、
こうなりたい



■一般質問

8ページ

清水 亮太 議員

○まちづくりについて

9ページ

福井 俊雄 議員

○公文書管理と情報公開について

伏屋 光幸 議員

○新庁舎建設について

10ページ

奥村 悟 議員

○町内中学校の運動部活動の地域移行について

○多文化共生社会づくりに向けた外国籍

の園児、児童生徒の就学支援について

11ページ

岡本 隆子 議員

○中保育園・児童館の早急な対応策を

○「リニア要対策土受け入れ前提の協議に入る」とは？

12ページ

安藤 信治 議員

○新庁舎等予定地の農地法第5条の転用許可

一般質問とは？

皆さんの生活にかかわる大切な内容について、議員が町に対して質問をおこないます。今回の一般質問であなたの生活にかかわる内容はありますか？

文責についてお知らせ

一般質問の「問・答」は、質問議員本人の文責です。一般質問のページに掲載した内容について、議員に直接連絡がつかない場合は、ご質問の内容、お名前、連絡先（住所、電話番号等）を添えて、議会事務局へ書面にてお届けください。各議員に連絡します。

内容について

掲載してある質問、答弁は要約となっています。会議録は町ホームページや議会事務局で閲覧できます。

(掲載順は本会議での質問順とは異なります)



清水亮太 議員

まちづくりについて

問

①新庁舎等整備事業の魅力は、
②可児才蔵を活かしたまちづくりの
の今後は。

答

町長

①庁舎建設は行政、議会が一体となつて取り組むべき事業であると日頃から言ってきたのは、町の活性化とにぎわいの創出、夢を抱けるまちづくりの場にするためである。庁舎などの建設は竣工すれば終わりではなく、それが始まりだと思つている。周辺に町内の関係者が出店することや、外部からの進出にも期待をしているところである。そういう意味では夢が持てる場を造ろうと思つている。視界も思考も広がる場を提供することは行政、議会の使命であると思つている。

企画調整担当参事

②まちづくりは時間がかかるが、我が町を誇りに思う情報発信と共感を得る人づくりでもある。可児才蔵は町外にもPRでき、まちづくりにも活かせる貴重な戦国武将コンテンツと考えている。今後は笹にまつわる伝説などと関連付けながら、積極的なPRや攻めの姿勢で、もつと知つていただく機会の創出やお勧めできる場所とモノの創出を目指して進めたい。そこで、学校などでの学びの場やセミナーの開催、解体修復にともなう願興寺との一体的なPRのほか、才蔵寺との笹竹祈願の仕掛けづくりや、関ヶ原古戦場記念館および商工会などと連携した特産品開発や販路拡大に取り組む事業者への応援を検討する。



福井俊雄 議員

公文書管理と 情報公開について

問

①公文書管理のガイドラインと運用について、ルールはどのように決定し運用されているか。
②情報公開の対象と可視化による公開について。情報公開するのか、しないのかの線引きは。
③公文書管理、業務改善、事務改善における職員の意識の向上、研修などについて。

答

【総務部長】

①町では、事務の処理を適正にし、その能率的な運営を図るため、文書の管理に關し必要な事項を定める御嵩町公文書規程を制定している。公文書については、本規程により、統一されたルールに基づいて文書管理事務をおこなっている。
②公開をおこなう公文書については、御嵩町情報公開条例で定義しており、個人情報などを除き、

次の3つの要件を全て備えた文書を情報公開の対象としている。

- 1、実施機関の職員が職務上作成し、または取得したもの
- 2、実施機関の職員が組織的に用いるもの
- 3、実施機関が保有しているもの

③公文書は個人情報も扱い、適正管理することは業務改善につながることから、職員一人一人の意識の向上は重要なこと。引き続き職員研修などは続けていく。

【町長】

情報公開については、法令遵守で対応するものである。ただし、公文書となっていないものは公開できないことは当然のことである。行政の会議はオープンにしていることが一番良いが、決定していない途中経過で誤解を招くようなことがあってはならない。



伏屋光幸 議員

新庁舎建設について

問

①県庁からの指摘確認事項は現在までに何件あって、町の回答が了承されていない事項は具体的にどういうものか。
②町としてどう回答しているか。
③農地転用許可について、現時点での県庁とのやり取りは適切なのか。

答

【総務部長】

①開発許可申請は、補正指示が68件。全て解決しており許可通知を出すばかりと県に確認している。農地転用許可申請は、補正指示が45件と事実確認依頼が2件。残る案件は「御嵩町の事務所の位置を変更する条例」の制定予定時期およびその見込みの1件。
②5月25日の全員協議会において条例の制定について、全議員

に確認した結果、反対の意思を示した議員は1名であり、制定の見込みがあると回答したが、2日後に4名の議員が、特別議決に反対の意思を示した要望書を県に提出し、県は、見込みが確認できないという状況になっている。

③重要審査案件の存在について、事業が遅延している今、町民へ説明していく義務がある。不適切な行為ではないと考えている。

【町長】

総務部長からの答弁のとおり当然の行政事務のやり取りをしているのみと受け取っている。



奥村悟 議員

町内中学校の運動部活動の地域移行について

問 少子化の中、持続可能な部活動と教師の働き方改革に対応するため、公立中学校の部活動が地域移行される。地域移行に向けて町の姿勢を問いたい。

- ① 地域移行の進め方とスケジュールはどのように。
- ② 各学校の存続が難しい部活動についてどのように対応していくのか。
- ③ みたけスポーツ・文化倶楽部との連携はあるのか。

答 【教育長】

① 国の提言や県の検討会の協議内容をもとに、学校職員、生徒、保護者、関係団体との検討会や意見交流をおこないつながり具体的なロードマップを描いていく。保護者クラブの活動をベースとしながら、令和5年度後期から、

順次、地域移行をスタートさせ、令和7年度末には休日および平日の地域移行の完了を目指していく予定である。

- ② 学校間で連携した合同部活動や、学校という枠をはずした御嵩町としてのくくりでの部活動、いわゆる「チーム御嵩」を編成し、生徒たちが自分の挑戦したい部活動に所属することができ、意欲的に部活動に取り組むことのできる環境整備に向けて検討していく。
- ③ みたけスポーツ・文化倶楽部とは、今後の見通しについて共通理解を図り、地域における部活動の指導者を人材バンクとして登録し、指導者の不足している部活動や、新しい部活動を開設した場合の指導者になっていただけよう体制を整えていくことについて連携、協力を依頼した。

多文化共生社会づくりに向けた外国籍の園児、児童生徒の就学支援について

問 ① 令和2年第3回定例会一般質問の答弁の進捗状況は。

- ② 教育現場での翻訳作業の業務負担を軽減できる「すぐる」を導入するべきではないか。
- ③ 教育指導員や通訳者の人材確保はどのように。
- ④ 子ども教育を通じた多文化共生社会に対する町の見解は。

答 【教育参事】

① 当時の教育参事は、3点の取り組みを紹介している。1. 県による外国人児童生徒適応指導員派遣訪問。2. 県非常勤講師の配置。3. 町補助教員の配置。現在でも継続して取り組んでいる。また、音声翻訳機や通訳派遣の手数料の用意もある。

② 御嵩町では、保護者との連絡手段として「ぎずなネット」というスマートフォンアプリを平成22年度から採用している。年々改良が進み、7カ国語に対応する「自動翻訳機能」や「欠席・遅刻連絡機能」などが機能追加されており、各校が使い方を工夫して

いる。

- ③ 現在の支援の継続を基本としながら、東濃高校生徒との交流や、日本語が堪能な外国人などの人材を念頭に支援の充実を目指す。

【民生部長】

- ③ 園児に応じ手振り身振りやゆっくりとした日本語など保育士が工夫をしている。通訳が必要な場合は、多文化共生センターから通訳者派遣のほか、岐阜県の外国人行政相談員や三者通話サービスなどを利用して対応していく。

【教育長】

- ④ 日本人と外国人の子どもが、互いを尊重し、受け入れ合う教育を大切にしていけることを通じて、よりよい多文化共生社会の担い手として成長していく素地を育んでいく。あわせて、外国人の子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、今後も様々な面からの支援を充実させていく。



岡本隆子 議員

中保育園・児童館の 早急な対応策を

問 保育園の建て替えは急務である。庁舎建設と保育園は切り離して考えるべきである。早急に対応策を講じるべきではないか。

答

【町長】

中保育園と児童館とのワンセットというのは議会に対しても説明しており、用地を選定する際に、他の候補地であれば中保育園はすぐに着工できるということも説明している。過去に議論したことを全て忘れてしまっただけは行政として非常に困惑するばかりである。

平成28年11月、新庁舎整備特別委員会の中間まとめで、求められる庁舎について、ほかの公共施設の集約・複合化も見据え、庁舎整備移転と同時に建設について議論をされ、平成29年12月



▲中保育園

に新庁舎整備特別委員会の第2次中間報告が出されている。議員は特別委員会に籍を置き、いずれの特別委員会でも全会一致としている。そうした過去の決定に従い、用地買収についてもそれぞれの地権者にお話しをさせていただいたものである。いわゆるゴーサインが出たと解釈している。

「リニア要対策土受け入れ前提の協議に入る」とは？

問 要対策土を断った場合、町と町民に不都合なことは何か。

答

【町長】

想像で答えることはできない。

再質問

町長が受け入れ前提

とした8項目のうち7項目は理由にならないと考えるが町長の見解は。

答

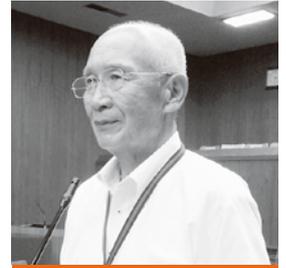
【町長】

理由は述べたつもりである。「信用できない」ではなく、「何が心配か」をしっかりと議論していくのが正しい方法だと思っている。リニア発生土置き場に関するフォーラムの中でも気付かないことが論じられれば、それを基に協定が結べるかどうか、そういうことを明らかにしてい

く場だと思っている。「なぜ方向転換したか」「なぜ受け入れ前提としたのか」という質問ばかりでは建設的な意見の集約もできず、結論はなかなか求めることができない。



▲リニアフォーラムの様子



安藤信治 議員

新庁舎等予定地の
農地法第5条の転用許可

問 転用許可の要件として、県は「審査に必要な範囲での転用事業の確実性」を確認するため、「事務所移転特別議決」の賛否見込みを現議員11名に求めてきた。4名の議員がこれに反対しているため、予定地の農地転用が未だ許可されていない。これにより予定地である農地の買取ができない。万一不許可となつた場合、御嵩町の行財政はどのようなことに陥ってしまうのか。

答

【町長】

これまで議会がほぼ全会一致で認めてきて、使つたお金がおおよそ6億5千万円ぐらいであり、これがすべて無くなるという事である。試算ではあるが、これから計画がすべてできなくなると御嵩町は合計で十数億円

の損失をするということになる。行政として議会の議決なしでは動けない。用地買収の費用は繰越しとなっているが、上下水道、用排水路、それらの設計書、計画書などすべてにお金が使われており、6億5千万円に達している。

また、心配しているのは、令和5年度以降、中保育園の指定管理者として引き受けてもらえるかどうかである。来年から子どもたちが通う保育園、運営者についても考えて、行政に任せるとはなく、議会としてもしっかりと議論をしていただきたい。

第4回 臨時会 令和4年10月19日

第4回臨時会において、2件の議案を審議・採決しました。

審議結果

議案番号	事 件 名	結 果
議案第50号	令和4年度御嵩町一般会計補正予算(第5号)について	可決 (全員賛成)
議案第51号	工事請負契約の締結について	可決 (全員賛成)

議会を傍聴しませんか



お知らせ

次回

令和4年
第4回定例会 (予定)
12月1日(木)から12月9日(金)

月日	曜日	会議	内容
12月1日	木	本会議	会期の決定、諸般の報告、議案の上程及び提案理由の説明
6日	火	本会議	一般質問
7日	水	本会議	一般質問
9日	金	本会議	議案の審議及び採決

※日程は都合により変更となる場合があります。
※審議内容などは町ホームページに掲載します。

議会を傍聴するには??

議会当日、議会事務局受付（役場2階）で住所、氏名などを所定の用紙に記入後、傍聴券を受け取りください。

お願い 感染症予防のため、マスクの着用、手指の消毒をお願いします。また、発熱、せき、くしゃみ、のどの痛みなどの症状がある場合は、傍聴をご遠慮ください。(受付時の検温にご協力ください)

本会議

議案などを審議し、議会の最終的な意思を決定する、全議員で構成する会議です。議長が議事を進行します。

一般質問

議員が、定例会本会議において、議案に関係なく広く行政全般にわたって、執行部の報告、説明、所信の表明を求め、疑問点をたずねることです。

審議

議案などについて説明を聞き、質疑し、討論をし、表決をする一連の流れのことです。

一般質問はケーブルテレビ 可児でご覧いただけます

一般質問の様子が生中継(場合によっては録画放送)されます。ぜひ、ご覧ください。

議 会 日 誌

(8月~10月)

8月	
1日	議会報編集委員会
9日	全員協議会 議会運営委員会 第3回臨時会
11日	第2回御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラム
16日	議会運営委員会 全員協議会 新庁舎等建設特別委員会 議会報編集委員会
17日	総務建設産業常任委員会協議会
19日	民生文教常任委員会協議会
23日	新庁舎等建設特別委員会
26日	県町村議会議長会理事会・評議員会
30日	全員協議会 議会運営委員会

9月	
1日	第3回定例会(初日)
7日	第3回定例会(一般質問)
8日	第3回定例会(委員会付託)
9日	可茂消防事務組合面談
14日	民生文教常任委員会
16日	総務建設産業常任委員会
18日	新庁舎等整備事業に係る住民説明会(中公民館)
20日	名鉄広見線活性化協議会 新庁舎等整備事業に係る住民説明会(伏見公民館)
21日	第3回定例会(最終日) 議会報編集委員会
22日	岐阜県議会副議長面談 新庁舎等整備事業に係る住民説明会(上之郷公民館)
23日	第3回御嵩町リニア発生土置き場に関するフォーラム

10月	
4日	岐阜県町村議会議長会定期総会 正副議長研修会
5日	杉山第三学園との意見交換会
6日	議会報編集委員会
17日	全員協議会 議会運営委員会
19日	第4回臨時会 全員協議会 議会報編集委員会
25日	議会運営委員会
31日	議会報編集委員会

お詫びと訂正

みたけ議会のたよりNo.146号(9/1発行)に、字句の誤りがありました。お詫びして訂正します。
11ページ右側青色枠内 一般質問の説明部分 誤「初診」 正「所信」



杉山第三学園との意見交換会

第2回臨時会（7/27）で採択された「新庁舎等整備事業の早期実施に関する請願書」を受けて、10月5日（水）、中保育園の指定管理者である学校法人杉山第三学園と議員（10名出席）との意見交換会が開催されました。杉山第三学園からは、「園児たちの命に関わること、一刻も早く安心した園生活を送れるよう、明日を生きる子どもたちのために建設予定地での事業を進めてほしい」との意見があり、議員は各々の中保育園に対する思いを語りました。



亜炭鉱跡防災対策事業の継続を要望

10月4日（火）の岐阜県町村議会議長会定期総会で、高山由行議長が亜炭鉱跡防災対策事業の継続を要望しました。



可茂地域市町村議会議員研修会

11月11日（金）、シティホテル美濃加茂で可茂地域市町村議会議員研修会が開催され、「新型コロナウイルス感染症1000日戦争 今までこれから」、「可茂地域の救急医療について」と題して、中部国際医療センターの山田実貴人副病院長による講演がありました。



ご案内はミーモくんでした。
次号は3月1日発行（第4回定例会）
予定です。また見てくださいね。

暫時休憩

至誠にして動かざるものは、未だこれ有らざるなり

これは、長州藩で山鹿流兵学を教えていた吉田松陰の言葉であります。彼は、孟子（中国の思想家）の「真心をもって誠実に接すれば、動かない人はいない」という言を信じ、自己に厳しく自分の気持ちに誠実に生きた人物であります。

私たちに、自身自身に嘘をつかない誠実で強い生き方が、どれほど難しく、どれほど尊いかを教えてください。いかがでしょうか。

（T.S）

